

安平町ゼロカーボンシティ推進協議会（第8回） 議事録

会議名	安平町ゼロカーボンシティ推進協議会（第8回）
日時	令和7年10月28日
出席者 (敬称略)	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">安平町 町長 及川 秀一郎安平町 副町長 田中 一省安平町 教育長 井内 聖安平町商工会 会長 小林 正道安平地区連合自治会 会長 佐々木 弘早来地区自治会連合会 会長 山下 美樹遠浅地区自治会連絡協議会 会長 小坂 亮一且見 曜宮崎 晃行 <p>【アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none">北海道大学大学院地球環境科学研究院 教授 山中 康裕北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 服部 夏 (WEB参加・西野室長の代理)北海道銀行 安平エリア統括早来支店長代理 大谷 路嘉 (山内支店長の代理)北海道電力株式会社 道央南統括支社長 吉田 耕也 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none">安平町 税務住民課 生活環境担当課長 佐々木 智紀安平町 税務住民課 ゼロカーボン推進グループ 畠山 津与志安平町 政策推進課 まちづくり担当課長 山口 崇安平町 税務住民課（ゼロカーボン推進員） 岸本 佳也 エイコーエナジオ株式会社 事業アドバイザー 高島 誠

	<p>太郎</p> <ul style="list-style-type: none"> エイコーエナジオ株式会社 事業アドバイザー 中尾 敏夫 株式会社 DG ネットワーク 事業アドバイザー 北野 史人
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> 出席者名簿 2 ゼロカーボン推進に向けた直近の状況共有について（報告） 3 今後の主なゼロカーボン関連の予定について（報告） 別紙1 株主の権利について 別紙2 安平町太陽光発電施設の設置に関する条例（抜粋） 規則 別紙1 参考資料

1. 開会

安平町ゼロカーボンシティ推進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、及川町長が議長となり、及川町長から挨拶が行われた。その上で、10月25日から26日にかけて安平町で全国ホルスタイン共進会が開催されたことなどが紹介された。

また、太陽光発電施設建設計画に対する反対の署名活動が行われているニュースについて触れ、安平町太陽光発電施設の設置に関する条例について言及しながら、太陽光発電が全て良くないものであるということではなく、生活環境や水源を守ることを前提にして、当協議会を始めとした場で議論を重ねていきたい旨の表明があった。

また、設置要綱に第6条第2項の規定に基づいて本会が適正に開催されたことが説明された。

2. ゼロカーボン推進に向けた直近の状況共有について（報告）

事務局より、「2 ゼロカーボン推進に向けた直近の状況共有について（報

告)」に基づいて報告が行われ、以下の補足が行われた。

【補足】

- 追分高等学校での総合的な探求の時間では、ゼロカーボンのこれまでの取り組みや、今後、国の補助金を活用して公共施設に太陽光発電と蓄電池を設置していくという話をさせていただいた。初めて知ったという生徒もあり、今後もこういった機会を設けていきたい。(事務局)
- 早来学園での SDGs 学習は「SDGs の本質をさりげなく理解しましょう」というテーマで実施している。SDGs は環境・社会・経済の 3 つの調和であると言っている。子供達に好きなものを 1 つ選んでもらって、それができるのはどうしてかと問い合わせた。お金があるから、と回答しがちであるが、それをお金で買えるのはそれを作った人がいるからであり、作るための原材料を用意する人がいるからであり、それらを運ぶ人がいるからであると言った形でどんどん遡っていった。私たちがお金で買えると思っているものは、実は社会の多くの人が働いて成り立っているものであり、それらのコミュニケーションの 1 つとしてお金がある。お金を信じすぎると、その後ろにある働いている人の気持ちを始めとした色々なものがわからなくなる、というところに焦点を当てて調べてもらっている。これは SDGs の 12 番「つくる責任つかう責任」や、9 番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、8 番「働きがいも経済成長も」というものにつながる。これらの活動から CO2 が発生していればスコープ 3 という考え方にもつながってくる。通常の SDGs の話では全く出てこない、当たり前だと思っている社会と人の動き、働くということ、人々がつながるということ、そういうところを子供達に理解してもらうことを狙っている。(アドバイザー)
- 早来学園での SDGs 学習については、石狩管内の初任段階教員研修において、紹介する予定である。(アドバイザー)

3. 今後の主なゼロカーボン関連の予定について (報告)

事務局より、「3 今後の主なゼロカーボン関連の予定について（報告）」に基づいて説明が行われ、以下の補足・意見交換・質疑応答が行われた。

【補足・意見交換・質疑応答】

- 安平町では3年前にオーガニック宣言をした。今年度のオーガニックフェスタではランチ交流や勉強会を開催する予定で、町内外から参加者がある。（議長）
- 町長公宅は空いているので、ZEH化して移住者向けのお試し暮らし住宅のようなものにして、自分で家を建てる時の仕様の参考にしてもらうことを考えている。（議長）
- スマートタウン街区については、旧早来中学校の仮設校舎が建っていた場所について、今年度基盤整備をしているところであるが、それ以外に鹿公園近くの町有地と、現在追分駅側のJRアパートが建っている民有地を交換する計画がある。JRアパートは古く、取り壊される予定があり、更地になって町有地となるので、アパートを含めた住宅を誘致していければと考えている。（議長）
- 安平公民館の垂直パネルについては、反射して眩しさを感じるようなことはあるのか？（委員）
 - そのようなことがないような形で設置方法を選んでいる。太陽光パネルの品質向上もあり、昔のパネルよりは眩しさが軽減されている。（事務局）
- 安平公民館は緊急避難の場所になっているが、災害時に電気を使えるよう蓄電池等は併設されるのか？（委員）
 - 5kWhの蓄電池を設置予定である。それ以外にも昼間に太陽が照つていればその電気を使ったり、充電して夜に使ったりすることができる。（事務局）

4. 株式会社あびらエナジーへの出資について

事務局より、「別紙1 株主の権利について」に基づいて説明が行われ、

以下の補足・意見交換・質疑応答が行われた。

【補足・意見交換・質疑応答】

- ・ 地域エネルギー会社は地域で事業を広めていく必要があり、町長が取締役として入っていることで、地域の皆さんに安心していただくことを考えている。出資割合を増やした方が良いというご意見をくださった町議会議員の方もいらっしゃったが、町としては配当が目的ではなく、1%の出資でも十分な権利が得られるので、そのようにした。(議長)
 - 基本的には監視を目的としているということで、行政と企業との付き合い方の第一歩としては有り得る形だと思う。増資の際には行政が追加出資するだけではなく、地元の人や企業が出資に加わることも考えられる。(アドバイザー)

5. 町内の太陽光発電設備の設置規制について

事務局より、「別紙2 安平町太陽光発電施設の設置に関する条例(抜粋)」に基づいて説明が行われ、以下の補足・意見交換・質疑応答が行われた。

【補足・意見交換・質疑応答】

- ・ 同様の趣旨の条例は、道内では厚真町が最初に制定したので、それを参考に安平町でも制定した経緯がある。やはり市街地において、太陽光パネルの反射光が眩しいというトラブル等が出てくる可能性があり、そう言ったことを防いでいる。屋根に乗せることは認めており、また住民説明会をして周辺の理解を得られた場合も設置できるようにしている。こう言った条例があっても、太陽光発電の設置を法的に止めることはできないが、条例に従ってもらっている。今後は法整備も進んでいく動きが出てきたが、当面は町で当該条例のような形で対応していくしかない。それにあたって、条例で定めているエリアについて、現状を維持すべきか、拡大すべきか、ご意見をいただきたい。(議長)
- ・ 早来地区はこの条例があったおかげで、空き地ができてもそこに太陽光発電所が建つという恐怖はなかったと思う。一方で、草がぼうぼうの空

き地に太陽光発電所が建つことで、草刈りがされて見通しが良くなったりということもある。遠浅の町の中、車が通る道路沿いに無機質な太陽光発電所が乱立している様子を見て、寂しい感じがした。(委員)

- 農家が自分の敷地の中で土地を有効活用して建設していることもあるので、一概に対応するのは難しい面もある。(議長)
- 今設置されているものは、条例を作る前に設置されたものが多く、条例制定後に設置されたものも、対象エリア外に設置されたもののがほとんどである。国や道がルールをこれから整備していくと思われるが、それまでは地域の方にご納得いただけるようにすることが大事ではないかと思う。山下委員からは何らかの見直しがあった方が良いのではないかという意見をいただいたと理解した。(議長)
- 安平地区では市街地には太陽光発電所はほとんどない。この条例をしっかり効かせるようお願いしたい。(委員)
- 農業振興地域は太陽光発電所を設置できないという理解で良いか？(委員)
 - 農業振興地域は原則禁止エリアとなっている。やむを得ない場合は認められることもある。(事務局)
- 太陽光発電所を設置するときには、税務住民課に事前相談・届出がくる。これを関係担当部署で法律に基づいて確認している。(議長)
 - そば哲のあたりは沼もあり牧場もあり、車を停めて見ている人も多い。景観上の配慮から、そう言った場所に変なものをあまり置いてほしくないと思う。規制はできないかもしれないが、もし相談が来た場合は、遠慮してもらえるように行政から働きかけていただければ良いと思う。(委員)
 - 安平町でも雪不足でスキー授業ができなくなる等の事態が起こっているように、ゼロカーボンを進めていかなければならないという前提がある。何から何まで規制するということではなく、それぞれの町の特性を活かし、きちんとゾーニングをするとい

う方向性で、時間もかかると思うが条例の改正等を検討していきたい。（議長）

- 推進の立場も保全の立場もある。地域住民に興味を持ってもらうことが重要なので、こういった場で意見を言うのはとても良いことである。この辺りの話し合いがうまくいかずには問題になる事例もある。（アドバイザー）
- 保全の立場で言うと、景観条例を作ることでかなり縛ることができる。長野県の佐久市や上田市、北海道の鶴居村などでは景観条例を制定している。釧路で問題となっている事業を行なっている事業者が鶴居村でも同様に事業を検討していたが、景観条例があることによって検討を止めたと言うことがあった。一方、鶴居村には建設されたけれども稼働せずに放置されている太陽光発電所もあり、稼働していないので固定資産税も取れず、そしてそれが売却されて所有者がわからないような状況が起きている。また太陽光発電ではないが、環境省が重要な湿原としている札幌市の篠路福移湿原が埋め立てられる事態が起きている。ここは原野商法が行われた場所で、恒久的な建物は建てられないが、一時的なプレハブ等は地権者の許可なく立てて良いこととなっており、残土は一時的に置かれたもので原状回復できると言うことで、札幌市は止めることができなかった。景観条例があれば、こういった乱開発を含めて防ぐことができる。（アドバイザー）
- 推進の立場で言うと、促進区域を定めるのが良い。これによって、積極的に太陽光発電所を建設してほしい区域を指定でき、逆にそれ以外の場所は建設しないでほしいというメッセージになる。600m 四方くらいの規模になると環境アセスメントが必要になるが、その規模の開発がされることはほとんどない。一方、10kWまでの規模であれば、個人用・家庭用とみなされて制限をかけないと言うのが一般的な常識である。その次の基準は 50kW で、これを超えると届出や申請を求める事になる。ただし、そうすると大型の発電所を 50kW 未満に分割して建設するよう

なことも起きるので、そういういた抜け道まで考えて対策が必要である。いずれにせよ、安平町において自分たちの使うエネルギーを自分たちで作って欲しいと思うので、建てる場所には建て、建てたくない場所には縁豊かな場所を残すなどの整理をすると良い。(アドバイザー)

- 景観条例については過去に検討したことがある。その他にも環境基本条例なども考えられるので、さまざま違う角度から条例について継続して協議し、見直しを検討したい。(議長)

6. その他

議長が委員並びにアドバイザーに意見を求めたところ、以下の意見交換・質疑応答が行われた。

【意見交換・質疑応答】

- 北海道銀行としても、本事業に積極的に関わっていき、町の発展に貢献したい。(アドバイザー)
- まずは3ヶ所の公共施設からということで、事業が着々と進んでいくと思う。資料の「町外への電気料金の流出」という点について、流出先は当社であると思うが、当社としても地産地消の取り組みを否定することはないので、しっかりと進めていっていただきたい。将来的な増資という話もあったが、しっかりと地域に根差した事業が展開されれば、安平町の皆様にとっても非常に良い話ではないかと思う。また、エネルギーの話は電気分野だけではなく熱分野もあるので、こちらについても当社として協力できるところはしっかりと協力させていただきたい。あと、既に計画しているかもしれないが、学校に太陽光発電を設置する場合は、見える化をして環境教育に有効活用できると良いだろう。(アドバイザー)
 - 追分中学校を平成24年に建設した際、オール電化にし太陽光発電を設置しようとしたが、全体を賄う程度に設置すると採算ベースに合わないということがあり、啓蒙活動に留まってしまったというの

が実情である。また、「町外への電気料金の流出」という表現については、申し訳ない表現であるが、これは事前の打ち合わせをしていたときに、新しいところを含めて多くエネルギー会社があるが、町内で新たに地元のエネルギー会社ができたという中で出た話であり、今後は誤解の無いよう、表現に留意していきたいと思う。(議長)

- 重点対策加速化事業についてはご協力に感謝する。進捗状況なども本日伺って順調に進んでいると理解した。環境教育の取り組みもゼロカーボンと絡めて積極的に取り組まれているということを、重点対策加速化事業のフォローアップの中でもぜひアピールしていただきたい。設置規制のあり方については、環境省としても検討を進めているところだが、ご指摘があった通り時間がかかるので、このような場で町の皆さんでご関心を持ってさまざま議論いただく体制があるということは非常に貴重であり、是非ともこのまま進めていただきたい。(アドバイザー)
- 早来学園の山中先生のSDGsの学習内容を聞いてとても刺激を受けた。このような教育を受けている子どもたちは幸せなことだと思う。翻って大人について考えると、私たちこそ勉強が必要だと改めて感じる。環境フォーラムが昨年度は開催されていたが、今年度は開催予定か？(委員)
 - 来年の1月か2月に開催予定。産業廃棄物の最終処分場の問題をメインテーマにしながら開催することを計画している。(議長)
- 協議会委員の欠員については、補充を検討していると思うが、その進捗は？(委員)
 - 人選中だが、現在の委員の任期が来年の1月22日に切れるので、次回協議会で新たな方に委嘱させていただこうと考えている。(事務局)
 - 次回協議会までに再任の意向確認も含めて行なっていく予定である。(議長)
- 遠浅の景観については個人的に気にはなっていたが、特に不満などは聞いていない。だいぶ前から太陽光発電所は設置されていたが、私が自治

会長になったのは最近なので、古くからの人聞いてみたいと思う。(委員)

➤ 景観について気にされている方が多いことが今日確認され、市街地以外のところについても何らかの手立てを考えた方が良いのではないか、という方向性が明らかになったので、そういう形で地域の方とキャッチボールしながら進めていきたい。(議長)

7. 次回協議会について

事務局より、1月27日(火)10:00から次回の協議会を開催予定であることについて説明があった。

8. 閉会